

相談者（Aさん） 前回は東北地方におけるいじめ問題に関する事件を二件紹介して説明をして頂きました。今回は更にいじめ問題についてのエポックメイキングとも言わべき事件を説明して頂けるということですので、よろしくお願い致します。

弁護士 今回も二つの事件を紹介します。まず初めは中野富士見中学校いじめ自殺事件です。この事件は昭和六一年二月に、中学校二年生の男子が「このままでは生きジゴクになってしまう」という遺書を残して自殺したものです。いじめによる中学生の自殺ということが大きく報道されて社会的に注目された初めての事件でした。背景には、グループの生徒達から、使いつ走り役を強いられたり、グループからの離脱をめぐって殴る蹴るの暴行を受けたり、無視して仲間はずれにするという、いじめがありました。この事件で、特徴的だったことに「葬式ごっこ」の存在があげられます。欠席や遅刻が多かったことから、当該生徒が死んだことにして、追悼のまねごとをしようと、クラスの多くの生徒を巻き込んで色紙に寄せ書きを集めたのです。そして、その色紙には、何と担任教師を含む四人の教師も寄せ書きに応じていたのです。そして、当該生徒の机の上に、牛乳瓶に生けた花、みかん、線香とともにこの色紙を置いて、更に弔辞を読んだというものです。

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第84回

学校における「いじめ問題」の法的考察 2

Aさん 私もこの事件のことを覚えていますが、葬式ごっこもそうですが、先生たちも追悼の寄せ書きに加わっていたということにショックを受けました。

弁護士 当該生徒の両親は、いじめを行ったと遺書で名指しされた二人の生徒の親権者と学校側を被告として、東京地裁に対して、損

害賠償を求める訴訟を提起したのです。

Aさん 前回、教えて頂いたいわき市の事件の判決は自殺についても学校側の責任を認めただけですが、本件はどうだったのですか。

弁護士 東京地裁平成三年三月二十七日判決は、いじめの存在を認め、親権者には監督義務違反により、また学校側には暴行等の発生を防止できなかった点に安全保持義務違反を認めて、慰謝料三〇〇万円が相当としました。しかしながら、この判決は学校側は自殺を予見することはできなかったとして、自殺についての責任は否定しました。また、この判決は、葬式ごっこについて、悪ふざけのひとつのエピソードに過ぎないとして、いじめの色彩はほとんどなかったと認定しました。

Aさん 自殺の責任について、いわき市のものと結論が違ったのはどうしてですか。

弁護士 いわき市の事件の判決は、予見の対象は「悪質かつ重大ないじめ」であり、その認識が可能であれば、自殺の予見可能性までは要しないとしたのに対して、東京地裁の判決はあくまでも自殺の予見可能性を必要としたことから違う結論が出されました。

Aさん 両親は、この判決には納得しなかったのではないのでしょうか。

弁護士 両親は控訴して、東京高裁で審理が続けられました。そして、東京高裁は平成六年五月二〇日に判決を下し、慰謝料の金額を

一〇〇〇万円に増額する結論としました。自殺の予見可能性は地裁と同じように否定しましたが、葬式ごっこについては、教師らが軽率な行為により集団的いじめに加担したものであるとして、いじめの悪質さと学校側の対応への批判を強くし、それが慰謝料を増額した原因だと思われまます。

Aさん いずれにしても、悲しい、悔しい事件でしたね。裁判所によって、法的評価が違ってくることも参考になりました。

弁護士 次に紹介するのは、大津市中2いじめ自殺事件です。平成二三年一〇月に中学校二年生の男子がいじめを苦にして、自宅マンションから飛び降り自殺したというものです。複数の同級生が当該生徒に対して、体育館で手足を鉢巻きで縛り、口を粘着テープで塞ぐ等の行為をするほか、日常的にプロレスごっこを装うようないじめを続けていたことが確認されています。学校と教育委員会は、当初は、いじめの事実を知らなかったとか、いじめではなく喧嘩と認識していたとか説明していたのですが、その後に当該生徒が様々な暴力、金銭要求、暴言・嫌がらせ等のいじめを受けていたという事実が、アンケートによりはつきりしました。また、当該生徒は自殺の練習をさせられていたというアンケート結果もあったのですが、学校はそれを伏せて生徒たちに口外しないように指示していたこ



とが判明したのです。

Aさん この事件では学校や教育委員会の隠蔽体質が批判されたことを記憶しています。

弁護士 この事件では、大津市が市長のもとに第三者調査委員会を設置して、独自の調査を行ったことが特徴的でした。市長はこの委員会の設置について、「学校や教育委員会の調査は不十分で杜撰だった。再調査で事実を徹底的に明らかにしたい。」と述べています。委員会は五ヶ月間をかけて調査をし、自殺の直接の原因は同級生のいじめであると結論づけ、教育委員会やいじめ側の家族が主張して

いた家庭環境も自殺の原因となった、という点については否定しました。

Aさん この事件がきっかけになって、いじめ問題の第三者委員会設置が大きな方向になったのですね。ところで、学校側を被告として提起された裁判は、確か和解で解決したと聞いていますが。

弁護士 そのとおりです。裁判所は第三者委員会の事実認定を認めて、和解勧告しました。その結果、市が既払い見舞金二八〇〇万円の他に一三〇〇万円を支払うこと、学校や教育委員会が自殺を防げず、自殺後も適切に対応しなかったことを市が遺族に謝罪すること、今後も市が再発防止策を講じること、等を内容とする和解が成立しました。

Aさん この事件をきっかけとして、新しくいじめに関する法律が作られましたよね。

弁護士 そのとおりです。平成二五年六月に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。まさに大津市中2いじめ自殺事件がきっかけとなったものです。次回は、この法律について解説しましょう。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員